

菊川市こども計画（第3期子ども・子育て支援事業計画）の変更について

1. 変更箇所

第7章

4 地域子ども・子育て支援事業について

- ア (15) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度（仮称））の（仮称）を削除
新たに位置づけられた基本的記載事項を追記

- イ (16) 産後ケア事業の次に(17) 子育て短期支援事業を追加

- ウ (17) その他のサービス（未実施事業）から子育て短期支援事業を削除

- エ (17)を(18)に修正
①を削除、②③④⑤の番号を繰り上げ

- オ P.125 以降のページを繰り下げ

2. 変更理由

- ア こども誰でも通園制度が正式名称となったため。

「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の改正により、これまでの量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期に加え、乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項を位置づけることが必要となったため。

- イウエオ 令和8年度から新たに子育て短期支援事業を実施するため。